

石川こども園（２・３号認定） 入園にあたっての案内

- 勤務先や勤務時間の変更などがある場合や、保育の必要な事由の変更（退職し、求職活動を行う場合など）は必ず変更の申請を行ってください。
保育料や保育時間に変更になる場合があります。
- ※ 毎月 20 日までの申請で、翌月から変更が適用されます。
- ※ 変更申請は、園または役場こども 1 ばん課で受け付けています（就労証明など、事由に応じた添付書類等が必要です）。

- 保育料等諸費は、石川こども園の指定する方法により、石川こども園の指定する期日までにお支払いください。

- 入園している園児が、病気・けが・入院等の理由により、当該月の
登園日数が開園日数の 2 分の 1 以下の場合 ⇒ 月額保育料は 2 分の 1
登園日数が皆無の場合 ⇒ 月額保育料は 0 円 となります。
- ※ 園とこども 1 ばん課の協議により判定しますので、申請は必要ありません。
（欠席される場合は、園への連絡は必ず行ってください）
- ※ ご家族等の休みが多くなる 8 月に限り、上記理由以外であっても保育料の減額を適用します。

- 幼児教育・保育の無償化により、3 歳児から 5 歳児までの保育料が無償となります。また、0 歳児～2 歳児の住民税非課税世帯についても無償の対象となります。（給食費、行事費、延長保育料などは、無償化の対象外です）

- 保育料の無償化に伴う主食費・副食費の徴収について、保護者の経済的負担を軽減するため、河南町独自で補助制度を設けています。主食費については 800 円（1 か月当たり）、副食費については 4,900 円（1 か月当たり）を上限とし、園の実際の主食費・副食費と比較し低い方が補助額となります。
- ※ 国の定める公定価格の改定や物価高騰等の情勢に合わせ、補助額を改定する場合があります。

- 第 2 子以降の 0 歳児から 2 歳児までの保育料については、河南町独自で補助制度を設けており、一度お支払いいただいた保育料を、申請により償還払いにて補助します。申請については、毎年夏ごろに園を通じてご案内致します。